都市計画の策定経緯の概要

**資料１－３**

1. 決定内容

鳥栖基山都市計画計画区域に、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を設定する。

1. 計画決定までの手続き

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　項 | 時　　期 | 備　　考 |
| 1. 素案作成および県と下協議
2. 下協議（県の回答）
3. パブリックコメント
4. 原案の縦覧、意見募集
5. 説明会
6. 公聴会
7. 事前協議
8. 事前協議（県の回答）
9. 案の公告・縦覧
10. 基山町都市計画審議会
11. 佐賀県知事協議
12. 決定告示
 | 平成２９年７月６日平成２９年８月２８日平成２９年８月１日～　　　　　８月３０日平成２９年８月１５日～　　　　　８月３０日平成２９年８月８日平成２９年９月４日平成２９年９月７日平成２９年９月２６日平成２９年１１月１日～　　　　１１月１５日平成３０年１月３０日平成３０年２月平成３０年４月上旬 | 基山町まちづくり基本条例に基づき30日間縦覧期間2週間意見書提出期間2週間パブリックコメント意見なし参加者１１名公述の申出がなかったため、中止縦覧期間2週間意見書提出期間2週間意見なし |